學濟經學大國帝都京

郎造郎治郎郎

行戳日一月一十年五十正大

伊 便 格 0 の寺領ご領民 郵便年金特別會計規則 1 姓 理 タ腺の 論 ス 揆 算 統 論 苑 ļģ. M. Œ 便 vy 112 Æ. 规 ၂朝 教授 独 齇 彻 易 飾 棦 保險規則中政 經濟學 文學傅 一國大 法學 왩 海學士 椒 100 博 -1: 菊吉小财本小 黑高神 中森 LIL 田川岛部庄川 Ш 本 田戸 與耕 IE 美 保正 太秀太靜治太 赧

助郎

ፓታ

叢

抻

巖馬雄

埜

玼

聊令第二百八十一號 (大正十五年八月 九. Ц

第四條 シタル ŋ 415 П j Ļ 人 - 死亡ニ至ル迄年金ノ支排ヲ爲スモノトスト金ニ在リテハ年金受収入カ一定ノ年齢ニ達死亡ニ至ル迄年金ノ支排ヲ爲スモノトス- 金=在リテハ年金契約ノ数カ發生シタル日 金及据证終 分年金

四三二

本の四條 据置終身年金八左ノ四種トス ・ 五十歳支排開始据置終身年金 ・ 五十五歳支排開始据置終身年金 ・ 五十歳支排開始据置終身年金 ・ 五十歳支持開始据置終身年金 ・ 五十歳支持関始据置終身年金 ・ 五十歳支持開始据置終身年金 ・ 五十歳支持開始表 Ħ. 終身年 リテ

六 椞 1-ニ於テ、据位終身年金ニ付十二歳未満ナルトキハ十二歳ニ即時終身年金ニ付四十歳未満ナルトキハ四十歳ニ逵シタル千金契約ヲほシタルモノト看做シ年金額ヲ更正ス共ノ年齢1年齢の前條ノ範圍内ェルトキハ常初ヨリ其ノ 年齢ニ塩キノヨ酸見シタル場合ニ於テ郵便年金法第五條ノ掛金排込ノド。年金契約ヲ爲シタル後年金受取人ノ年齢ニ付錯誤アル除。年金契約ヲ爲シタル後年金受取人ノ年齢ニ付錯誤アル 千金児約ヲほニノ年齢カ前條、ドラ酸見シタ ル日三於 デ年金契約ノ教力發生シタ 込ァ ル齢キ

シタ

ルモノト

看做

がシ年

タルトキハ共・第七條 掛金ノ祭 六月以下ナルトキハ之ヲ切拾 ・八共・端敷カ七月以上ナルトキハ之ツ一年ニ切上ケ(約申込ノ月塩月ヲ以テ計算シ一年未満ノ端數ヲ生シ「金ノ算定ニ關シテハ年金受取人ノ年齢ハ出生ノ月ヨ |二基キテ年金契約ヲ爲シタル 典 ŋ 定スル制限ヲ超ユルトキ ラル ıl: مار モノト看做 Ξ. 'n. ・八當初 Ī. 共ノ金額カ \ddot{z} いヨリ最高

第五條 年金契約 郷八條 掛金ノ畑 **第四條!** 於ヶ前 一回分ヲ抑! 年金契約! m項ノ規定ニ依リ算出シタル年齢ニ達シタルモノト·年金支排開始年齢ハ年金受収人カ年金契約申込! 1 込 ήı 第一時 1余簡ラ、掛金分割拂ノモル甲込り爲スニハ之ト同時ニ掛ハ一時拂及分割拂トス - 掛金一時 モノト宥 掃ノ Æ FI

- 經過シタル期間分ヲ支排フ但シ期間ノ中途ニ於テ年金受1條「年金ハ年金支排ノ事消發生シタル日ヨリ三月毎ニ各・辨込マサル掛金アルトキハとヲ辨込ムコトヲ収ゼス於テ年金受取人死亡シ又ハ年金契約解除セラレタル場合 元亡シタ N ŀ キハ 其 ノ期間ニ付テハ月割ヲ以テ計算シ

|八左ノ區別ニ依ル

第十三條 亡ノ日ヲ 含ム月 郵便年金法第七條ノ規定ニ依リ返還スへき 割分益ヲ支排

拂 込掛

金

スル

9

ŀ

7 得

返還ラ請求シ得へキ拂込掛金ニ闘スル規定ハ恥令ヲ以テ之

ヲ定ム

年金受収人死亡シタル場合 死亡ノ日迄ノ拂込掛金(拂込ムヘキモノラ含ム)ノ額但シ 共ノ

年 金契約解除セラレタル場合 契約解除1日迄1拂込掛金(拂込ムへキモノヲ含ム)1 金額ヲ差引キタル残額 (ヒタル年金(支拂コヘキモノヲ含ム)アルトキハ 頟

遞信大臣ノ定ムル額 リシ掛金ノ額ヲ差引キタル殘額ノ百分ノ九十以上ニシテ 契約變更1日迄1排込掛金(拂込ムへキモノヲ含ム)ノ ヨリ變史後ノ契約ニ付賞初ヨリ變更ノ日迄ニ辨込ムヘカ

슠

金契約變更セラレタル場合

ノ百分ノ九十以上ニシテ遞信大臣ノ定ムル

本命ハ郵便年金法施行ノ日ヨリ之ヲ施行

大正十五年(三月三十日公布)法律第三十九號郵便年金法抄

第三條 年金契約ノ中込ヲ承諾シタ 华 兪 ラ額 八年金受取人一人二付年額二千四百圓以下 ルト キハ 郵便年金證書ヲ

第五條 郵便年金證書ニ記載スヘキー年金契約者ニ交付ス 請求スル権利ヲ自己又 年金契約1解除若ハ鍾更ノ場合ニ於テ拂込掛金ノ返還ヲ9條 年金契約省ハ年金契約申込ノ際年金受取入ノ死亡又6條 年金契約ノ教力ハ掛金ヲ拂込ミタル日ニ始マル 年金受取人タル第三者ノ為ニ留保 事項ハ命令ョ以テ之ヲ定 2

便年金特別會計規則

勘令第二百八十二號 (大正十五年八月九日)

郭一條 月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ 歳人戯出ノ豫定計算書へ所管大臣之ヲ調饗シ前年度

第二條 保險局長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ但シ他ノ官史ニ命シテニ係「歳人歳由ノ譲算ハ決定ノ後譲備投ヲ除キ所管大臣簡易 日錄ヲ添附スヘシ 前項ノ鍛定計算書ニハ其ノ年三月三十一日現在ノ積立金明 紃

額

第三條

裕金ヲ保有セントスルトキハ地方債ニ付テハ所管大臣大蔵大宗三條 郵便年金特別會計法第四條ノ規定ニ依リ公債ヲ以テ貸其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第四條 臣ト協議シテ共ノ種類及金額ヲ定ムヘシ公債ヲ雕搾セントス ルトキハ其ノ都度所管大臣大巓大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ 本會計二於テハ常該年度ノ收入濟蔵入葡ヲ以テ支排元

受高トシ戯出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ

第 れ 役 終 前項ノ規定ニ依り繰替使用シタル金額排元受高ニ繰替使用スルコトヲ得 避スヘシ 大臣ハ大巌大臣ノ承認ヲ經テ積立金ニ鷵スル現金ヲ前條ノ支 本會計=於テ支排上現金=不足ヲ生シタルトキハ所管 八常該年度内ニ之ヲ返

第六條 ノハ現ニ其ノ收支ヲ爲シタル年度ノ歳入又ハ歳出トス(六條 | 毎年度出納ノ完結迄=收入済又ハ支出済ト爲ラ 七條 **竣入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ關製シ参照書類ヲ添へ** +)-ルモ

第二十三卷

(第五號

一大芸

八六五

₩.

ニ送付スヘシ

大嶽大臣ニ送付スヘシ 『製シ参照書類ヲ添へ所管大臣ヲ經由シテ共ノ翌月中ニ之ヲ「烧」簡易保險局長ハ徴收報告書ニ依リ毎月徴收總報告書ヲ

本令

沪 十

支出官ハ毎月支出済顛報告書ヲ調製シ之ヲ簡易保險局

第十一條 書ラ調製シ支出濟額報告書ラ添へ所管大臣ヲ經由シテ共ノ翌十七條 簡易保験局長ハ支川濟額報告書=依リ毎月支出總報告 月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十二條 立金ヨリ補足スヘシ前項蔵入ノ收入海額カ蔵出済額ニ對シ不足アルトキ前項蔵入ノ收入海額カ蔵出済額ニ對シ不足アルトキリ控除シタル過剰額ハ之ヲ積立金ニ組入ルヘシザ十二條 毎年度ニ於ケル蔵人ノ收入濟額ヨリ蔵出ノ 書二充ツルコトラ得 告書文八支出湾新報告書ラ以テ徴收總報告書文ハ支出總報告書ラ以テ徴收總報告書文ハ支出總報告書文ハ支出總報告書文ハ支出總報告書文ハ支出總報告書文の支出を表示。 支出濟 ハ之ヲ積

第十三條 第十四條 七月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ (十三條) 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年 簡易保險局ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備へ郵

便年

企

済

第十五條

3十六條 支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂額、收入済額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ紀土五條 簡易保險局ハ歳入簿ヲ備ヘ歳人ノ線算額、 調定=臨スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ 出濟額及残額ヲ登記スヘシ但シ支出官一人ナル場合ニ於アハ繰越額及残額ヲ登記シ支拂元受高差引海ニハ支拂元受高、支海ニハ蔵出ノ豫禁額、豫算決定後垳加額、支出濟額、翌年度半七條「簡易保險局ハ蔵出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ蔵出 支出済額及殘額ヲ登記スヘシ 芫

支拂光受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

年金額ニハ年

企 =

付一

圓未滿ノ端敷ヲ附ス

ルコ

Ť

(第五號 一六四)

八郵便年金特別宜計法施行ノロヨリ之ヲ施 八條 本令二規定セサルモノニ付テハ合計 規則ヲ

崩

健 年 金 規 肕

一信省合第二十七號 (大正十五年八月十 <u>.</u> []

郵便 第第第第第第第第第 八七六五四三二一章章章章章 华企

郵便年金規則 返還金ノ支排契約ノ消滅 货付

虚

扱ハサルコトラ告示シタル郵便官署ハ此ノ限ニ在ラス第一條「郵便年金ハ郵便官署ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ

依り掛金辨濟年金契約ニ變更セラレクル場合へ此ノ限ニ在ラ保セサル年金契約ニシテ郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ企額ヲ更正シタル場合及拂込掛金ノ返還ヲ請求スル権利ヲ留ハ年額十二闘以上トス但シ郵便年金令第六條ノ規定ニ依リ年第二條「年金額ハ掛金分割排ノ年金契約三在リテハ年額百二十第二條「年金額ハ掛金分割排ノ年金契約ニ在リテハ年額百二十

ノ 場合ハ此ノ限ニ在ラス |更ノ場合及郵便年金令第六條 Ì 規定 依

掛金分割排ノ 掛金ハ年掛トス但 シ半 4= 掛 又 ハ 月

為スコト = ル

一)ノ年金契約ニ付年金契約者數人ア・拂・掛金額ハ別ニ告示スル所ニ依ル1金分割拂ノ掛金額ハ別表ノ定ムル所

第六條 人ヲ代表者トスヘシ , ル ŀ ŀ ŧ 共 ,

共ノ責任ハ連帶トス k七條 同一ノ年金契約ニ付年金契約者數人ア前項ノ代表者ハ他ノ年金契約者ヲ代理スルモ ル 場合 = 於 テ ۸

金契約者又ハ甲金受収入ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ證ハス條 年金契約ニ關シ郵便官署ニ於テ必要ト認ムルトキ 爲サシムルコトアルヘシ 明 ハ ヲ华

第九條 也ノ 記號番號ヲ記載スヘシ 年金奥約ニ闘シ郵便官署ニ差出 ス書 飌 = 邚 伌 41= 企 欪.

二 證書、領牧帳乂ハ通知番ヲ銀損汚斑シテ不判明ー 證書、領牧帳又ハ通知番ヲ亡失シタルトキ返還通知書又ハ年金貨付證書ノ再度変付ヲ罰ポスル鑑書、掛金領牧帳、年金支拠通知書、元金返還通知に計会、年金契約者又ハ年金受収入ハ左ノ場合ニ於テ ヘルコトヲ得 畑知書、掛金水テ郵便年金

/ トキ ۲ ナ IJ ŋ

第

郵便年金證書!請求ニ在リテハ料金相當!郵便切手ヲ貼附シルトキハ證書、領收帳又ハ通知書!再度交付請求書ヲ作成シルトキハ此書、領收帳又ハ通知書!再度交付請求書ヲ作成シルトキハ此ノ限ニ在ラスタルトキハ此ノ限ニ在ラスタルトキハ此ノ限ニ在ラスが、事便年金證書刊度交付ノ請求ニ對シテハ證書一道ニ付料金十郵便年金證書刊度交付ノ請求ニ對シテハ證書一道ニ付料金十

之ヲ郵便局ニ差山スヘシ此ノ場合ニ於テ證書、 領收帳又ハ通

> 削取ノ病求アリタルトキ 共ノ受領證ヲ受収ルヘシ 心書アル ハ之ヲ添附 × 簡易保險局 = 於 テ

,

:/

郵便年金證書ヲ差出

シタル

ŀ

領收帳又ハ通知書ヲ 求人ニ交付 箥 见 رع 14 ル ŀ ŧ

行り傷シタルトキハ原證書、原第十二條 前條ノ規定ニ依り證書、領收帳又ハビニ火リヌ選ュヘシロ外の主要ののでは、前收帳又ハビリンののができます。 **郭十二條** リ證書、領牧帳又ハ通 夘 書り

原領收帳又ハ原通

知

ü

只無效

3指定シタル狒迦知書、元金返 シタ ル 請求書

タル郵便局ニ於テ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス又ハ誤納アリタルトキハ納付人ノ請求ニ依リ共第十四條 年命契約ニ關シ郵便切手ヲ以テ納けス スル , 納料 付ヲ 金

ノ旨ヲ請

求

À =

一 年金!種類 アウス は、 日本の は、

(以下元金

ス)ノ返還ヲ請求スル権利ノ留保(以下元金郵便年金法第七條ノ規定ニ依ル排込掛金 薬(以下元金拋棄ト 地楽ト稱ス)ノ別(以下元 ・稱ス) / 金留保 ト称ス)

法

(年掛、半年掛、三月掛) 掛金分割拂ニ在リテハ第二回以後ノ掛金ヲ拂込ムへキ郵非金牛韓立年損及三月排ニ在リテハ其ノ一回分ノ金額 掛金半額並年掛及三月掛ニ在リテハ其ノ一回分ノ金 Ŋ 分割排ニ在リテハ排込回 凱

-6 者 / 表示) 及住所 便局名又ハ郵便振祥貯金口座番號 年金契約省ノ氏名又ハ名稱 (契約省數人アルトキハ代表

元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取人ノ氏名又ハ名年金受取人ノ氏名、男女ノ別、生年月日及住所

保ルセノアルトキハ共ノ旨及申込年金額 即時年金ニ在リテハ年金支拂郵便局名

第十九條

日コリ年金支排開始ノ日ノ前日迄トス

掛金分割拂,掛金拂込期間八年金契約,效力後

書ノ記號番號及其ノ年金額又與ニ郵便年金契約ノ申込中ニ

年金受収人ニ付郎ニ郵便年金契約アルトキハ郵便年金鼈

前項ノ擬特排込ヲ爲サムトスル者ハ中込書ニ其ノ旨ヲ記載シ |命保險ノ保險会ヨリ掛金ノ振礬拂込ヲ爲スコトヲ得 前條ノ場合ニ於テ掛金一時拂ノモノナルトキハ簡易

、!| しきり 最く近田書=指定シタル郵便局ニ差出シ掛年金契約申込入前頭ノ近知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シタル掛金返還近知書ヲ年金契約申込入ニ差付ス簡易保險后有妥ま系・15 / / / / 簡易保険周年金契約ノ申込ヲ承諾セサルトキハ共ノ旨ヲ記・收帳ハ之ヲミ付セス ノモノ及掛金郵便振脊貯金振替拂込ノモノユ在リテハ排金領年金離背及掛金領牧帳ヲ年金契約省ニ交付ス但シ掛金一時排 **簡易保障局年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキバ郵**

第十七條

之二保險金支捌ノ請求ニ必要ナル書類ヲ添附スヘシ

六五四三 λ 七 元金쮭保又<元金炮率-別 华金支排開始期及毎年-年金支排月 年金額 者ノ表示) 年金契約者ノ氏名又ハ名称(契約者數人アルトキ掛金額及掛金分割排ニ在リテハ共ノ排込期間

十九 第三章 郵便年金證書記號番號 元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取入ノ氏名又ハ名年金受取人ノ氏名、男女ノ別及生华月日 年命契約ノ效力資 掛金ノ分割排込 作月

第二十條 |教力資生!日ニ應當スル日迄ニ、半年掛又ハ三月掛ニ在リテに||一十條|||掛金分割排!掛金ハ年掛ニ在リテハ毎年年金契約! ツ拂込ムコトヲ要セス 日迄ニ第二十條ノ規定ニ依ル排込期日ノ到達セサル掛金ハ之元金留保ノ年金契約前頭ノ期間内ニ消滅シタルトキハ消滅ノ

掛金ハ之ヲ返還セスル場合ニ於テ其ノ契約カ拂込期日前ニ消滅シタル 前項ノ規定ニ依り拂込期目前ニ掛金ノ拂込ヲ爲シタルモノア ハ共ノ則ノ初日迄ニ拂込ムヘシ トキ 六銀ノ

第二十二條 年金契約者ハ第二回以後ノ掛金ニ付郵 個局ニ排込ミ掛金領收帳ニ共ノ旨記入ヲ受クヘシ |掛金ノ振春拂込ヲパスコトヲ得 年金契約省ハ第二回以後ノ掛金ニ付郵便振替貯金 掛金分割拂り掛金ハ年金契約者其り指定シ

第二十一條

タル 郵

郵便年金證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ簡易保験局長記

金ヶ排戻ヲ受クヘシ

a I 頭ノ場合ニ於テハロ盛所管鵬ニ於テ翀込期間毎ニ當該加入

第二十三條 トキハ其 金領収帳アルモノハ共ノ訂正ヲ受クヘシ (ノ旨ヲ肥戦シタル届書ヲ掛金拂込郵便局ニ年金契約者掛金分割拂ノ拂込回數ヲ變リセ 差山 д |-ス . シ

第二十五條 第二十四條 ヲ交互ニ鹺更セムトスルトキハ氏ノ旨ヲ記載シタル請求書ヲ<ニ十五條 年金契約者第二十一條第二十二條ノ揖金拂込方法爲サムトスル郵便局ニ差∐シ掛金領收帳ノ訂正ヲ受クヘシ 共ノ旨ヲ記載シタル屆書ヲ掛金拂込郵便局又ハ掛金拂込ヲ 年金契約者掛金捌込郵便局ヲ變更 난 ኦ ኑ ス ル ŀ +

排 <u>^</u> 金拂込郵便局又ハ掛金排込ヲ爲サムトスル郵便局ニ差出ス

盐 Ξ |帳ヲ作成シ之ヲ年金契約者ニ交付ス 變更セムトスルモノニ在リテハ簡易保険局ニ於場合ニ於テ第二十二條ノ排込方法ヲ第二十一條 グラ掛金 のり

IJ

ノ場合ニ於

第二十六條 掛金ノ排込縮豫期間ハ第二十條ノ掛金排込期日後

在官數掛 二箇月ト 1署ニ於テピムヲ得サル事山アリト認メタルトキハ此ノ限ニ(年ニ一月又ハ其ノ端數ニ付一錢ノ延滯金ヲ徴收ス但シ郵便(金ノ拂込ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ排金額一間又ハ其ノ端 ラス z

þΩ 华 金 ノ支

第二十八條 年金丑局ニ差出スヘシ 及郵便局=於テ交付スル川紙ニ依り作成シタル印鑑属フ郵便受収入ハ郵便年金證書ヲ皇示シタル上年金支拂郵便局指定屆ペニ十七條 据署年金ノ年金支拂開始期到達シタルトキハ年金

|ラ年金支拂郵便周ニ差山シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ||シタル郵便年金受領證ニ生存ヲ證明スヘキ戸籍抄本|-金證書ヲ呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル川紙ニ 年金受収人华金ノ支拂ヲ受ケムトス ル ի 本ラ + 一依り作 郵便 添

> 戸籍抄本ハ生存ヲ證明スルニ足ル他ノ文書ヲ以テ之ニ代フル 크 ト ヲ得 以 |後ノ年金ノ支拂ヲ受ケムト×ル場合 = 於テハ

第二十九條 受取人トノ綾柄ヲ證明スヘキ戸絣胺本义ハ抄本ヲ添ヘ郵便局示シタル上年金支拂前来書ニ年金受取人ノ死亡年月目及年金綾人年金支拂 / 諸米ヲ爲サムトスルトキハ郵便年金證語ヲ旱パ二十九條 年金受収人死亡シタル場合ニ於テ年金受取人ノ和ノ都度委任张ヲ差出スコトヲ要ス ニ差出スヘシ

調印シ郵便年金籠書ヲ添へ通知書ニ指定シタル年金受取入ノ相縫入前項ノ通知書ヲ受ケタルト知書ヲ年金受取入ノ相續入ニ送付ス ルトキ 郵 二之二 便局 = 差記 川 名

第三十條

前條ノ請求アリタル

ŀ

¥ ٨.

简易保險局

,

4:

金支拂

前項ノ場合ニ於テ米タ拂渡ヲ爲シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ 金證書ニ年金拂渡濟ノ旨ヲ記載シ之ヲ返付 サ ¥ ル ΞĊ 金ァ ル ١ ÷ 弧 便

第三十一條 额所 3 於テ辨淵ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支排コヘキ・・・ 降・年金ヲ支排コヘキ場合ニ於テ非ノ年金契約ニ "<u>-</u> 化 金政

第三十三 年金支排郵便局變更ノ手續ヲ了シ受ケムトスル郵便局ニ差出スヘシ 共ノ (ケムトスル郵便局ニ差出スヘシ 旨ヲ記載シタル福書ヲ年金支挪郵便局又 係 年金受取人年金支挪郵便局ヲ變史セ 控除シ共ノ旨ヲ年金受収人ニ通知ス 局又ハ年 4 ŀ 氽 ス 支排 ル ŀ *

第三十三條 呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル用2三十三條 年命受収入印章ヲ改メタル 収入ニ通知ス トキハ 抓 = 依 (リ政印 郵便年金證書ヲ JĮ: 厬 写作 牟 成

ŋ

ル

ŀ

ŧ

八

旨

シ

숖

|十四條 | 年金受取人郵便年金法|| 之ヲ年金支排郵便局ニ差出スへ 施行區、 風外ニ 於 ノ 年金支排

第二十

三卷

(第五號

一六七)

八六九

汯

ル

ヘシ 八 此ノ 限 ル背 Ŧ |東応管内=於テ年金支排ノ請求ヲ爲サムトスルト||叛ニ郵便年金證背ヲ添ヘ之ヲ简易保險局ニ差出ス||サムトスルトキハ第二十七條乃至第二十九條ノ規| ラ

條フ規定ニ該當スル請求ニシテ元金支拂濟ナルトキハ郵便年ニ依り年金ラ支排ヒ郵便年金證書ハ之ラ返付ス但シ第二十九前到ノ諧求アリタルトキハ會計規則第四十八條第一項ノ規定 金證書ハ之ヲ返付ス 請求アリタル

生 十五條 九 年金契約者八年金支排 ЬĤ 2分前 ニ ĸk ŋ Æ デ場合

=

於

テ年金 契約ノ教力後生ノ日ニ應當スル最初ノ日ニ變更ノ效力ヲ後、ムトスルトキ此ノ場合ニ於テハ契約變更請求後ニ於ケル原ヲ以テ元金留保ノ振置年金ヲ元金留保ノ即時年命ニ變更セー年金受収入ノ年齢四十歳以後ニ於テ既ニ挑込ミタル掛金 生セシムヘキモノタルコトヲ嬰ス |契約ノ鮭リラ請ポスルコト う得

ŀ スルトキハ此ノ限コ在ラス - キ但シ元命拋棄ノ据置年金ノ支排開始年齢ヲ低下セム||抖金額ヲ鏈更セスシテ据置年金ノ種類ヲ變更セムトス <u>ر</u> ا ル

班人 辦 掘置年金ノ年金額ヲ減額セム 請求ニ對シテハ料金二十錢ヲ徴收へ 三拂込ミタル掛金ヲ以テ掛金分割 据置年金ニ變更セムトスルトキ þ ・スルト 排り 据置年金

7

掛

企

Ą 十六 412 行: |文へ掛金額へ別表ノ定ムル所=依ル 7金齢書ヲ添へ郵便局=差出シ郵便年金齢書ノ受領館ク受・金契約變更請求書ニ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之=郵・16條「年金契約者第三十五條ノ請求ヲ爲サムトスルトキー 規定=依ル年金契約變更ノ場合ニ於テ更正スヘキ年金、係「前條ノ請求アリタル場合及郵便年金法第十四條第

> 返付ス ヘシ此ノ場合ニ於テ揖金領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘ ŵ |證書及掛金領收帳へ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ

第三十八條 年金契約者前項ノ流年金契約者ニ通知ニ 年金契約ヲ 三通知ス 掛金排済年金契約ニ變更シクルトキハ共ノ旨ヲお保險局郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依 通知ラ 受ケ 郵 便年金隆書き

u ル ١, 牛

۸,

邺

第三十九條 郵便年金融書及掛金領收帳へ補易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ正ヲ要スルトキハ之ヲ添附スヘシニ以等合ニ於テ掛金領収帳ノ訂出シ共ノ受領證ヲ受収ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領収帳ノ訂年金受収入ハ郵便年金鑑書ノ訂正ヲ受クル爲之ヲ郵便局ニ差 郵便年金騰書へ簡易保險局ニ於テ訂正局ニ差担シ共ノ受領證ヲ受収ルヘシ 『狐便年命令第六條ノ場合=於テハ年命契約者又厭書ハ簡易保險局=於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十條 返付ス

ニ郵便年金證書ク添へ郵便局ニ発出シ郵便年金證書ノ受領證元金受収入ヲ變更セムトスルトキハ郵便年金證書訂正請求書、四十一條 年金契約者郵便年金法第八條第一項ノ規定ニ依リ ッ 優取ルヘシ

第四十二條 年金契約者左ノ場合ニ於テハ郵便年金證書訂正請 郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

領證ヲ受取ルヘシ此 水書ニ郵便年金證故 当ラ 此ノ場合ニ於テ掛金領牧帳アルモノハ之ヲ 添 へ郵便 局に差出 シ郵便年金鼈書 į 受

添附スヘシ 年金契約者數人アル場合ニ於テ其ノ代妻者ヲ變更シ年金契約者氏名又ハ名称ヲ歐メタルトキ 名叉ハ名称ヲ歐メタル IJ ル

郵 ル が便年金證書及掛金領牧帳ハ筋易保トキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ 金契約者! ŀ 相續人年金契 人約者ト 3/ テノ権利義務ヲ承繼 عد 於テ訂正 ノ上之ヲ ņ

第四 郵便年金證書の簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス事貨ヲ證明スルニ足ル文背ヲ添へ郵便局ニ差出シ郵便年金證書及共ノ年金受取人へ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書及共ノ代四十三條 年金受取人氏名ヲ改メクルトキハ年金契約者又ハ 返付ス -20 條 年金契約者又ハ年金受取人住所ヲ鏈ルシ明書ハ簡易保險別ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付 シ メクルトキハ年金契約 更シタル 者义 ۱-÷

第四 л. 共ノ貿ヲ郵便昂ニ属出ツ 第六章 契約ノ消滅 ^

四十六條 ヲ受クヘシ -金解約通知得ヲ郵便局ニ差因シ郵便年金證書ニ解約ノ表l十六條 - 年金契約者年金契約ノ解除ヲ爲サムトスルトキJ収入ノ相殺人ハ其ノ死亡年月日ヲ郵便局ニ届出ツヘシI+五條 - 年金受取人死亡シタルトキハ年金契約者又ハギ. 金契約 者又ハ年金 示

知解 一十七條 Ð 者前 ν タルトキハ簡易保險局ハ年金契約者ニ郵便年金法第十四條第二項ノ規定ニ依 項ノ通 知ヲ 受ケ Ŗ ル ŀ ÷ ハ 郵 1個局 依り年金契 於テ郵便 共ノ旨ヲ <u>4</u>[: 洏 *

第書

Ŀ = 章 返解約1

返還金ノ支拂 表示ヲ受クヘシ

法

솏

(第五號 バ

湿り請求セムトスルトキハ

ムトスルトキハ第四十九條ノ規定ニ依ル書類元金受収人郵便年金法施行區域外ニ於テ元金

元金

重り郵返

添附スルコト) 返還金ノ排渡ヲ受クヘシ

第四十九條 元金曼取入元金ノ返還ヲ請ノ額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル (シ)(単金設書ラ呈示シタル上元金返還請求書ラ郵便局便年金設書ラ呈示シタル上元金返還請求書ラ郵便局 三巻川ス ۲ 丰

キ戸籍謄本又ハ杪本ヲ請求書ニ添附スヘシ語求人カ元金受取人ノ相極人ナルトキハ共ノ縫柄ヲ證明スヘ ルトキハ年金受取 前 Ŧ , 場合 = 於 |取人!死亡年月日ヲ證明スルニ足ル文書ヲ、テ共!請求カ年金受収人!死亡ニ囚ルモ!ナ ナ

第五 光金受収人前項ノ通知書ヲ 知書ヲ請求人 - 送付 + ス 受ケタ ルト * 六之 祀 名 調印 v

便年金許沓ヲ添 排渡ヲ受クヘシ ~通 知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ返還金 年金アル ŀ + 邨 似

第五十一條 元金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約 仦 金 政

第 Ii ·五十二條 第二十條第二項、郵便年金令第六條又ハ年金契4額ヨリ控除シ共ノ旨ヲ元金憂取人=通知ス府ニ於テ辦濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ元、 金ノ返還ヲ娶スルモノアルトキハ簡易保險局ハ掛金返還謳 無效若ハ取消等ノ場合ニ於テ旣ニ拂込ミタル揖金又ハ延滯十二條 第二十條第二項、郵便年金令第六條又ハ年金契約

年金契約者前項ノ巡知讲ヲ受ケタルトキハ之書ヲ年金契約将ニ签付ス (年金契約ノ無效又ハ取消 ノ場 合ハ郵便年金證書ヲ通 知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ郵便年金證書ヲ

=

龍

1調印シ

ΉĮ.

呈示シテ 名

4

釕

凶

7

八條

十三

, 規定三依

リリ辺辺

スヘキ

亢

倏 前條ノ請求アリタ ルトキハ簡易保險局ハ元金返還

金證書ニ元金排渡済ノ旨ヲ記載シ之ヲ返付ス削項ノ場合ニ於テ末タ挑渡ヲ爲ササル年金ア

八 七

| 依リ返還金ヲ支排ヒ郵便年金證書ハ之ヲ返付ス但シ年金契||項・請求アリタルトキハ會斗規則第四十八條第一項ノ規定公テ元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ此ノ限=在ラス 書ヲ添へ筋 易保險局二 一般出 スヘシ 但シ翩

約消滅ノ場合ハ末タ支捕ヲ穏ササル年金アル場合ヲ除クノ外 =

貸付及普通貸付トス | 新便年金 郵便年金法第十五條ノ規定ニ依ル貸付ハ掛金振

秨

・とこりをこよけの高スモノトス||掛命版格貸付=在リテハ掛金=版格フル凭に||貸月トス ,

一年以内/掛金ニ相常スル金額

第五 一 貸付金額 既ニ排込ミタル排金額(既取人タル年金受取人ニ貸付ヲ爲スモノトス前ハ元金受取人タル年金契約省ニ、年金支 の元金受収人タル年金契約省ニ、年金支拂開始後の元金受工士六條「背通貸付ニ在リテハ左ノ各魏ニ依リ年金支拂開始」(貸付利率)年五分四厘

自二十周以上 ルトキハ

貸付利率 **华六分六厘** 一年以內

第五十七條 タ更新スルコトラ得但シ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得(五十七條) (貸け期間ハ年金支拂開始前ニ限り辨濟期ニ於テ之

滿 端敷アルトキハ一月ニ切上クが五十九條 貸付金ニ對スル利息! 貸付へ辨濟期ニ達シタルモノトス 五 貸付金ニ對スル利息ノ計算ハ月割ヲ以 付 期間 滿了前 一於テ年金契約消滅 1/ クテン Ŗ ル þ __ Я ¥ 未 ハ

> 第六 111 А 貸付期間滿了前貸付金ノ いろへシ 郵便年金證書ヲ显示シタル上年金貸付請求書ヲ郵偃局ニ薨(十條) 年金契約者又ハ年金受取人貸付ヲ受ケムトスルトキ 於テハ共ノ辨濟シタル額ニ付米タ經過セサル期間ニ對スル(付期間滿了削貸付金ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ爲シタル場合 息ノ拂込ヲ災セス

書ニ食付金辨濟ニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於トスルトキハ貨付金ニ利息ヲ添ヘ郵便局ニ薬Ⅱシ郵便年金證第六十三條 年金契約者又ハ年金受収人貸付金ノ辨濟ヲ爲サム , 紀人ヲ受クヘシ

第六十四條 年金受収金貨付證書ヲ返付ス 簡易保險局普通貨付1貨付金全部1辨済ヲ受ケ 徐ノ規定ニ依り貸付金及其ノ利息ノ控除ヲ爲シタル 年金受収人又ハ元金受収人第三十一條 灰 文ハ ماد ŀ ÷ Ħ. +

掛金領收帳ニ掛金佛込済額ノ記入ヲ受クヘシテ掛金振智貸付ノ貸付金ノ奈部ヲ辨濟シタルモノナルトキ

普通貨付ノ貨付金全部ノ控除ヲ爲シタルトキハ簡易保險局ハニ關スル事項ノ記入ヲ受クヘシ知ヲ受ケタルトキハ郵偃局ニ於テ郵便年金證書ニ貸付金辨済

年金貸付證書ヲ返付ス

別表第一

三倍、百二十圓ニ對スルモノハ其ノ一、二倍、其ノ他之ニ準シ計算スルモノトス年金年額百圓ニ對スル年掛掛金額ハ左ノ如シ年金年額二百圓に對スルモノハ其ノ二倍、第五條第一項ノ規定ニ依ル掛金額 三百間ニ對スルモノハ其ノ

元金拋薬据置年金年掛掛金額

_			_												Ī	415
=	=	=	. =	=	=	=					_		·	·•	齡	/#
六	Ħ	М	Ξ	=		0	ル	. <i>i</i>	t	火	Ii	_ pu	=		<u> </u>	511
															驯	I
글-X	二九	110-11	一大人	14-33	17.4	三宝	- E	= E	Ξ	=	:. ::	10-13	ルー	ル 三	子	古
<u></u>	.a.,		15	-13		_^	<u> </u>				.	_ 36	_	-	女	- 支 拼 B:
듯	三三三三	三大	三元	九七三	八,完	4.1次		四九九九九九九九九九九九九九九九九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	₩• 01	= - <u>=</u>	=- === ===============================		0-八字	는 이 때	子	女
															93	五十
	# -	111-0E	二	10-1元	10-10	九関	八·人六	八	찬 상	七二二	六八	小 理	公	구 발 -	子	五
															女	支机
示。異	豆豆	四三三	平约	三垂	三: 生	10-九	10元	な記	か の穴	八五	七九九	35	#•0X	学順	子	保好
											_				刃	<u> </u>
へ 品	4.	上	か七	か <u>読</u>	北大	五.	7. 7.	P.J 九 四	时 六四	電電	I	프 <u>구</u>	三	를 []	子	十以支
															女	排開
10-01	た 四二	<u> ^</u>	个三	4-4六	七六	公	٠٠ ا	주 일	李空	非過	H-01	전-11	四天	10! E	子 ——	始
															别	 六 十
팔	呼記	ごえ	三十二	<u>포</u>	≓: =:=:	≕	<u> 구</u> 갈	二宝	三	구. [편	후	11:11	≓. 0	- W <u>갈</u>	子	五战
															女	支拂
平	平平	를 -	四公	딸 갖-	鸣	를 일	푸스	手夹	푸	≓	二	÷	구 경	圭	子	開始

一日ヨリ之ヲ施行ス 附 則 本規則ハ第八章ノ規定ヲ除クノ外大正十五年十月

第八章ノ規定ハ大正十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三卷 (針王制 141) 八七三

Ì

4

	-												-									_	
五五五五五	T i. P	四四	四日	可闭	Dri	团	[EL]	24	pg	≖	Ξ	Ξ	≢	Ξ	Ξ	프	Ξ	Ξ	三	=	=	==	法
五四三二一	0 /	レス	- し オ	5 五.	24	☱	=		0	北	A.	Ŀ	バ	71.	29	≓.	=		0	1 i.	入	-L:	
				三110•朔	一六九十九四		17九	10:10€	允 - <u>公</u>	光·10	40-131	当事	天-四	F1-00	哭上去	찆	풋 <u>·</u> 골	亚	를-52	元九	老人	完 <u>妻</u>	令
	Left . 7		18 V 1	- - -	一会・心室	三天,九八	1101-115	二國大	100-111	八三	人・四	10·11	宝 兄	毛。	五七五	전: 프	팔•0	元-光C	<u> </u>	기 교 - 전문	를 <u> </u>	天 <u>壽</u>	
	大·元 [를 유 등	大宝	光· 高	省·	彩四	州	岡景	20-1元	天 •五	클 - 풋	至0-兆	元 2	量・金	를 <u>수</u>	110-011	10 •34	ス・台	11年。北京	[주-금]	[H-110]	
·	110-101	120-15E	11九十六	20-5	光- 四二	1.15.0t	华品	要一次。	<u> </u>	树大-四草	E • 1	兲·尘	靴 -口	三十二	元七	毛索	元・武公	最大學	二九	10.元	八九台	七-盆	第二
五元 元元 30 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	호 : : 호	野·盖.	盟!	변 년 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	章 章	(1) (1) (1)	[∯•ù <u>8</u>	<u>=</u>			元素	ᄌᆛᇛ	英土	五一五	T-M	글	三里	二 <u>死</u>	10·43	<u>8</u>	小型	<u>수</u> 승	第二十三卷 (第五號
元 見 三 の から	大艺	六八九五 六八九五 六八 <u>十</u> 五	新 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	見る元	₹0•1; <u>0</u>	景響	墨瓷	晋	<u> </u>	垂	를 소	#• <u>0</u>	100-11	<u>スペ</u>	工工	7. <u>7</u>	= - -	1#• 1#	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	:: ::	二 究	10• ⊅ ≊∬	號一七三)
要型四景 三 九 <u>2</u> 関大力	元章	表 运	三点	元 八 元 元 元 元	英女	## 	- io	1:1.00	11-01		10-11	か 老	<u>八.</u>	<u>사</u> 조	1	4·10	**=	で式	至心	1.	<u> </u>	<u>호</u>	八七四
至表表 完全 <u>完</u>] [基]		元 元 元	元 記 記 2	: ==	え. 児	心炎	表さ	五美	F	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	11・語	· [-]	O 公	九九六	か 三	八古	八四	ناب خ:	÷ -;-	空	水量	

八八〇

項ノ規定ニ依ル證付金・

第四十九條 保險契約者前項ノ保險料ノ全部又ハ一部ニ付第五十一條ノ前 添へ郵便局又ハ共ケ派出東員ニ驀出シ共ノ領收證ヲ受取ルヘ 配轍シ保險證書及保險料ノ拂込ヲ爲ササリシ期間ノ保險料ヲ |此ノ場合ニ於テ保險料領牧帳アル者ハ之ニ添附スヘシ 八復活中込番用紙ニ第十二條第九號乃至第十一號ノ事項ヲ 保険契約者保験契約復活ノ申込ヲ爲サムトスル j.

之ニ貸付請求書ヲ添附スヘシ

求ヲ爲サムトスルトキハ復活申込書ニ振替貸付ノ旨ヲ附記シ

邻五十一條 金額ニ付貸付ノ請求ヲ爲スコトヲ得 規定ニ依リ保險料ニ版替フル爲一年以内ノ保險料ニ相當スル 保險契約者八簡易生命保險法第二十六條第一項

貸付期間滿了的ニ於テ保險契約消滅シタルトキハ辨済期ニ途 コトヲ得但シ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス 貸付期間ハ巳ムヲ得サル場合ニハ辨濟期ニ於テ之ヲ更新ヌル シタルモノトス 貸付期間の前項ノ請求ヲ認メタル時ヨリ二年以内トス

コリ共ノ振替金額ニ對スル利息ヲ貸付金ノ辨濟又ハ期間更新第1百ノ忠爰ニ仏ル貸付金ニ對シテハ保険料ニ振替ヘタル時

爲シタル場合ニ於テハ朱タ網過セサル貸付期間 保險契約者貸付期間ノ滿了前貨付金ノ全部又ハ一部ノ辦濟ヲ 貸付金ノ利率ハ別ニ之ヲ告示ス 貸付金ノ一部辨済ヲ爲ス場合ニ於テハ保險料一ケ月分ニ滿タ ハ心ヲ攴拂フコト変セス ル蟷敷ラ附スルコトヲ得ス 二對スル

> 項及第五項」ラ「第三項乃至第七項」三改ム 第五十二條第二項及第三項ヲ削リ第五項中 第二項 仙貴 第四

左ノ一項ヲ加フ 第五十七條=二第一項第三號ノ吹=左ノ一號ヲ、 弟 H 7 火

加算ス 保險料構濟保險契約ニ鏈更シタルトキ伹シ保險契約 **ノ際保験契約者選付ヲ受クヘキ旨ヲ表示セサルトキハ共** 還付額ヲ第三十一條第三項ノ規定ニ準シテ保險企類ニ

24

契約ニ對シテハ之ヲ適用セス (別表省略)

前項第一號乃至第三號ノ規定ハ前項第四號ニ該賞シタル保険

二天·三	11三-长								76
1只: 交	九五、石四								· 76
光・名	<u> </u>								i Fr
龙·舆		コー・卒	1九四・五二						Ŧi
究· 言		121-31	三六・電						म
☆		四三元	三元-四						76
五四-九〇		11:10 - 14:	104-10			<u> </u>		_	7 1
炒九• 一八	里三	1031-52	些 -宝				1		E
恩夫		さる	八	1000-10	二五-北				77
₹0•0 <u>₹</u>	•	光·四·	生元	九 ・只	19五-0四				- ज्रा
三六・ 語		世·0+	章-三	132-19	「闘」				מק
壹 - 兒	_	空· 企	表-10	1 川州 - 河区	11:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1			-Ļ	ጦ
₩0-1 <u>18</u>		要•舅	10-11	二四九二	10# 10			六	prj
证 :10		吾 -炎	緊急	100-111	九-	宝・宝	三量大品	五.	puj
汞豐		哭 •元	四•金	↑·曼	O-問	10四-公	150·四	56	py.
三 元		图1-01	老・豆	大門公	114-14	120-15	一	Ξ	þq
三・玉		天・岩	를- <u>스</u>	お・1:	查•森姆		一高一六	=	四
九九九	· · · · ·	ਜ਼ -15	晋 -公	登·17	毛-1:	三四十九六	二記・売	_	pq
不・受		를-ii	<u> </u>	왕-03	主一。	記・ 四	100-克	0	քվ
飞泉		元 -农	宝 -52	至:40	贸• 岩		介	ー 九	=
五公		军·景	三之	[0]:1-韓國	四十四	金支	大品	八	=
		或 •	二九九	<u> </u>	元 :	表一登	おっぷ	-E	=
三克		1 <u>1</u> 1 • ₹0	5· <u>#</u>	元 -范	量型	究·8	☆	六	=
111-42		二・発	えた	듯. 글	三二等	☆	老 宅	五.	=
二.六		110-11	14-50	==-H-	元九四	表-生	五一名	四	==
二 <u></u> 完		八・七	15.1	三0-九四	毛-芄	五1-七三	空・高	=	=
10-18		七・四	一点,	<u> </u>	· 景• 四九	四十三三	豐電	=	==
九•六六			F - 4-	長事	三 ·天	图1·51	元 -公		=
九-0		18t-17	1-1-25	16-20	言・金	元・九二	兲·豐	0	=
		•	:						

第一號又ハ第二號ノ計算=於テ掛金額=一錢未滿ノ端點ヲ生シタルトキハ之ヲ切拾ツ但シ第一號及第二號分ノ三ヲ加ヘタルモノヲ四分シタル額トス 併七行フ場合ニ在リテハ最後ノ計算ニ於テ生シタル 一錢米滿ノ端敷ヲ切拾ツルモノトス ノ 計算ヲ

金額ハ左ノ區別ニ依 **邻三十五條第一項第**] ・六條ノ規定ニ依ル年金額又ハ掛金額 ル 號ノ **請求アリタルトキ 更正スへ**

計算シタル金額トス 元金智保ノ掘髭年金ヲ旣ニ排込ミタル掛金ヲ以テ當初 契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依 元金貿保ノ掛金一時挑捌置年金ヲ元金智保ノ即 ·契約變更ノ效力發生ノ日ノ前日迄ヲ据證期間 |更セムトスルモノナルトキハ原契約ノ效力酸 生ノ日 ŀ 胩 华金 ス y

當初ヨリ契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金計算 ズル期間ヲ掛金拂込期間トンテ且原契約ノ效力發生 二依リ計算シタル金額ト 元金貿保ノ掘置年金ヲ旣ニ拂込ミタル分割拂掛金ヲ以テ ヨリ契約變更ノ效力發生ノ日ノ前日迄ヲ掃置期間トス | 史セムトスルモノナルトキハ旣ニ拂込ミタル掛金 元金留保ノ掛金分割掘置年金ヲ元金留保ノ即時年 ノ基礎 プ目 三對 金 ル

タルモ 年金額ハ 第三十五條第一項第二號ノ請求アリタルト 變更セムトスル種類ノ掘置掛金ヲ當初ヨリ契約シ ŀ テ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依リ計算シタル キ更正スへキ

金額ト

掛金額ハ左ノ區別=依 第三十五條第一項第三號ノ請求アリ ņ 'n トキ更正 ースへキ

t

L

ŀ

ż

باز

æ

シタル金額トス 約シクルモノトシテ原契約ノ掛金計算ノ基礎ニ依り計算 トキハ變更セムトスル年金額ノ据詮年金ヲ當初ヨリ 元金別保ノ据置年金ノ年金額ヲ減額

金額ヨリ差引キタル残額ニ對スル掛金額 計算ノ基礎ニ依リ計算シタル年金額ヲ墾更セムトス ル金額ヲ變更セムトスル年金契約ノ將來ノ部分ニ對スル ルトキハ契約變 一時拂純掛金トシテ契約シタルモノトシテ原契約ノ掛金 元金地東ノ据置年金ノ |夏ノ時ニ於テ年金受取人ノ爲ニ殺立テタ 年金額 ラ減額 Ŀ Å ŀ z æ

Ħ. 金額ト 拂純掛金トシテ原契約1掛金計算1基礎ニ依り計算シタル金額ヲ變史セムトスル年金契約1將來1部分=對スル一時 年金額ハ契約鏈更ノ時ニ於テ年金受取人ノ爲ニ積立テタル 2ニ變災セラレタルトキ更正スヘキ年金額ハ既ニ排込ミタ郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依り掛金排濟年金契 第三十五條第一項第四號ノ請求アリタルト キ更正

第二十三卷 (第五號 一七五) 八七七

法

モノトシテ前號ニ準シ計算シタル金額トス 掛金ニ對スル期間經過ノ時ニ於テ於テ契約變更アリタル

別表第三

死亡ノ日迄ノ挑込掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)ノ額トス促 年金受収人死亡シタル場合ニ景テ返還スペキ元金ノ額第四十八條ノ規定ニ依リ返還スペキ元金額

金額ヲ差引キタル残額トス シ支拂ヒタル年金(支拂コヘキモノヲ含ム)アルトキハ其ノ 左ノ區別ニ依ル割合ヲ乗シタル金額トス 契約解除ノ目塩ノ排込掛金(排込ムへキモノッ含ム)ノ額 年金契約解除セラレタル場合ニ於テ返還スへキ元金/ 薊

發生後一年以内ナルトキ 契約解除,目ヵ年金契約,效力 即時年金及一時排据置年金三在リテハ 分割排掘置年金ニ在リテハ 九割五分 九 一分

펢

契約解除ノ目カ年金契約 契約解除ノ目ヵ年金契約 |生後二年以内ナルトキ ジ教力 7. 效力 九割

第三十五條第一項第三號ノ場合ニ於テ返還スへキ元金 優生後三年以内ナルトキ 以下一年ヲ増ス毎ニ一分ヲ加 へ丸割五分三至 九割二分 ーリテル

リシ掛金ノ額ヲ差引キタル残額ニ前號ノ區別ニ依ル割合ヲ

パタル 金額トス

額ハ契約變更!日迄!拂込掛金(拂込ムへキモノヲ含ム)! 額ヨリ鑢更後ノ契約ニ付當初ヨリ鑢更ノ日迄ニ拂込ムヘカ

簡易生保險規則中改正

第二十三卷

(第五號 一七六)

八七八

本命ハ大正十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス 遞信省令第三十五號 (大正十五年九月二十日)

第十五條第四號ヲ左ノ如ク改ム 收證ヲ添ヘ ラ加

保險契約者及保險企受取人,氏名又八名稱並被保險者

第十四條第三項中[之二記名調印/上]/次二 [第一

回保險料領

第十七條第二項及第三項ヲ左 氏名及生年月日 出稼人、農業者等ニシテ郵便管署ニ於テ巳ムヲ得 ノ如ク改ム

事由アリト認メタル省ニ限リ保験料一年分以丙ヲ前納スルコ トラ得此,場合ニ於テ一時ニ拂込ヲ爲サムトスル保險料(延

料月額ノニ分ノ一ニ和當スル金額ヲ制引ス 保險料一月分=相當スル金額ヲ、六月分以上ナルトキハ保險 謂シタル保險料ヲ除ク)カ十二月分又ハ十三月分ナルトキハ

前項ノ テ保険料ノ排込ヲ襲セサルニ至リタル場合ニ於テハ米經 箾 經過期間六月末滿ナルトキハ前項ノ規定ニ依り割引シタル金 シタル保険契約ノ還付額ハ未綱過期間ニ對スル保険料額ヨ ||適期間 ||| 万以上ナルトキハ保險料月額ノ二分ノ一=和當ス 「ヲ又保險料一月分ニ相當スル金額ヲ割引シタルモノニシテ 三對スル保險料額ソ保險契約者ニ還付ス但シ保險料ヲ割引 規定ニ依リ保険料ヲ前納シタル後共ノ期間 ||フ中途 三於

於テ国一月分ノ保險料カ拂込済ナルトキハ保險料ノ併合拂 保険契約者二箇以上ノ保験契約ヲ爲シタル場合 会額ヲ控除シタル残額トス

込ラ請求スルコトヲ得

「'掃込方法及排込場所(振替貯金振替排込ノモノニ在リテハ其第二十降ノ三第一項中「保験料ノ拂込ニ健宜トスル目」ノ吹ニ

ノロ感で號」ヲ加フ

第二十條ノ五 保険契約者保験料件合挑込ノ全部又ハ一部ヲ廢第二十條ノ四第一項中「契約者ノ住所ノ集配受持」ヲ削ル

萷

項ノ請求アリタルトキハ保險還付金支棚通知書ヲ保險金受

請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシン又振春貯金振春拂込ノモノニ在リテハ保験料件合拂込陵止シ又振春貯金振春拂込ノモノニ在リテハ保験料件合拂込陵止が、保験料舗収帳ヲ添ヘ保験料排止セムトスルトキハ集金人排込又ハ窓口排込ノモノニ在リテ止セムトスルトキハ集金人排込又ハ窓口排込ノモノニ在リテ

ダニュニ ≪ ガニ 気ョコニー 関ラタル場合ニ 之ヲ準用ス

|條第二項ノ規定へ前項及併合シタル保険料額|

異動ヲ生

シ

5.1~3.5~ 1、 まなとし、3.5~5とりらして、1.5~5と第二十六條ノ二第一項中「蒯東聰」ノ次三「及梻太聰」ヲ加フ第二十二條第二項中「五十錢」ヲ「一阊」=改五

第一項ノ規定=依ル添防書類及年命契約申込書ヲ添へ郵便局シタル上保險金支排請求書ニ共ノ旨ヲ記載シ之ニ第二十.條依リ保險金ノ振者請求ヲ爲サムトスルトキハ保險維書ヲ呈示第二十六條ノ五.保險金受収入郵便年命規則第十六條ノ規定ニ

保險金受取人ニ総付ス契約1排金ヲ控除シタル残額ニ付保險金支抑通知對ヲ作成シ契約1排金ヲ控除シタル残額ニ付保險金支抑通知對ヲ作成シ前項ノ請求アリタルトキハ支抑フヘキ保險金額ヨリ郵便年金

ニ差出シ其ノ 受領證ヲ受取ルヘシ

第二十七條中「本章」ヲ「第二十三條乃至第二十六條ノ四」ニ政ム第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ華用ス

第三十條ノ三 削除

便局=差出スヘシ 現の一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、

此ノ場合ニ於テハ保險證書ヲ呈示スヘシ通知書ニ程定シタル郵便局ニ差出シ還付金ノ排渡ヲ受クヘシ保險金受取人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名關印シ取人ニ交付ス

第三十七條第二項中「保險契約者關東應管内」ノ次三「樺太廳督第二十四條ノ規定ニ依ル溫付金ノ支排ニ之ヲ準川ス

郵便局ニ義出スヘシ此ノ場合ニ於テ保險料領收帳アルモノハヲ爲サムトスルトキハ保險證實ヲ提示シ還付金支機請求書ヲ規定ニ依リ保險契約ノ解除又ハ失效ニ内ル趨付金支機ノ請求第四十六條 保險金受収入簡易生命保險法第二十五條第一項ノ

第三十七條ノ二第三項中「關東總」ノ次三、。権太總」ヲ

内、ニッ、「蒯来廳」,次三、「樺太廳」ヲ加ァ

保險金受取人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調引シ収人ニ送付ス・明項ノ請求アリタルトキハ保險還付金支拂通知書ヲ保險金受前項ノ請求アリタルトキハ保險還付金支拂通知書ヲ保險金受

之ヲ添附スヘシ

第二十四條及第二十六條ノニ乃至第二十六條ノ四ノ規定ハ第一排渡ヲ受クヘシ(保險證許ヲ添へ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差山シ還付金ノ

法

÷

削除

第二十三卷 (第五號 一七七)

一七七) 八七九

八八〇

項ノ規定ニ依ル證付金・

第四十九條 保險契約者前項ノ保險料ノ全部又ハ一部ニ付第五十一條ノ前 添へ郵便局又ハ共ケ派出東員ニ驀出シ共ノ領收證ヲ受取ルヘ 配轍シ保險證書及保險料ノ拂込ヲ爲ササリシ期間ノ保險料ヲ |此ノ場合ニ於テ保險料領牧帳アル者ハ之ニ添附スヘシ 八復活中込番用紙ニ第十二條第九號乃至第十一號ノ事項ヲ 保険契約者保験契約復活ノ申込ヲ爲サムトスル j.

之ニ貸付請求書ヲ添附スヘシ

求ヲ爲サムトスルトキハ復活申込書ニ振替貸付ノ旨ヲ附記シ

邻五十一條 金額ニ付貸付ノ請求ヲ爲スコトヲ得 規定ニ依リ保險料ニ版替フル爲一年以内ノ保險料ニ相當スル 保險契約者八簡易生命保險法第二十六條第一項

貸付期間滿了的ニ於テ保險契約消滅シタルトキハ辨済期ニ途 コトヲ得但シ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス 貸付期間ハ巳ムヲ得サル場合ニハ辨濟期ニ於テ之ヲ更新ヌル シタルモノトス 貸付期間の前項ノ請求ヲ認メタル時ヨリ二年以内トス

コリ共ノ振替金額ニ對スル利息ヲ貸付金ノ辨濟又ハ期間更新第1百ノ忠爰ニ仏ル貸付金ニ對シテハ保険料ニ振替ヘタル時

爲シタル場合ニ於テハ朱タ網過セサル貸付期間 保險契約者貸付期間ノ滿了前貨付金ノ全部又ハ一部ノ辦濟ヲ 貸付金ノ利率ハ別ニ之ヲ告示ス 貸付金ノ一部辨済ヲ爲ス場合ニ於テハ保險料一ケ月分ニ滿タ ハ心ヲ攴拂フコト変セス ル蟷敷ラ附スルコトヲ得ス 二對スル

> 項及第五項」ラ「第三項乃至第七項」三改ム 第五十二條第二項及第三項ヲ削リ第五項中 第二項 仙貴 第四

左ノ一項ヲ加フ 第五十七條=二第一項第三號ノ吹=左ノ一號ヲ、 弟 H 7 火

加算ス 保險料構濟保險契約ニ鏈更シタルトキ伹シ保險契約 **ノ際保験契約者選付ヲ受クヘキ旨ヲ表示セサルトキハ共** 還付額ヲ第三十一條第三項ノ規定ニ準シテ保險企類ニ

24

契約ニ對シテハ之ヲ適用セス (別表省略)

前項第一號乃至第三號ノ規定ハ前項第四號ニ該賞シタル保険